

広島市火葬場等及び広島市納骨堂指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市永安館ほか4施設 広島市東区矢賀町ほか（別表参照）
- (2) 事業内容
 - ア 火葬場 遺体の火葬等に関する業務
 - イ 葬儀火葬場 遺体の火葬等に関する業務
(西風館のみ) 葬儀場の供用に関する業務
 - ウ 納骨堂 焼骨の収蔵等に関する業務
- (3) 現在の指定管理者
まごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
まごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）
- (2) 非公募とする理由
広島市火葬場等及び高天原納骨堂の現指定管理者であるまごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）は、年度終了後に実施する「指定管理者の業務実施状況評価」の評価において指定期間（5年間）の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となるとともに、現指定期間の終了後も引き続き同施設の管理運営を希望していることから、更新制を適用し、同グループを非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (4) 管理の基準
 - ア 定休日 別表参照
 - イ 開場時間 別表参照
- (5) 業務の内容等
 - ア 業務の範囲
 - (ア) 火葬場
 - a 火葬場の業務の実施に関すること。
 - b 火葬場の使用の許可に関すること。
 - c 火葬場への入場の制限に関すること。
 - d 火葬場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - e その他市長が定める業務
 - (イ) 葬儀火葬場
 - a 葬儀火葬場の業務の実施に関すること。
 - b 葬儀火葬場の使用の許可に関すること。
 - c 葬儀火葬場への入場の制限に関すること。
 - d 葬儀火葬場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - e その他市長が定める業務
 - (ウ) 納骨堂
 - a 納骨堂における焼骨の収蔵に関すること。
 - b 納骨堂の使用の許可に関すること。
 - c 納骨堂の使用の制限に関すること。
 - d 納骨室の返還に関すること。
 - e 納骨室に収蔵された焼骨の改葬に関すること。
 - f 納骨堂の施設の維持管理に関すること。
 - g その他市長が定める業務
 - イ 特記事項
 - (ア) 使用料の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
 - (イ) 管理者変更に伴う引継業務等
指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継を行う。
- (6) 配置人員
 - ア 12人を標準とし、以下の職員を配置する。なお、この標準人員には収納事務に係る人員も含めるものとする。なお、指定期間中に、葬儀火葬場敷地内で火葬炉設備、火葬場諸室等の増設を予定しており、増設部分の施設稼働後は14人を標準とする。
 - イ 防火管理者の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を原則として施設ごとに配置する。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。

- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）
23億5,865万7千円
※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
※ 指定期間中に、葬儀火葬場敷地内で火葬炉設備、火葬場諸室等の増設を予定しており、令和10年1月から増設部分の稼働を開始する計画としているが、増設部分の稼働開始時期又は、増設に伴い業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。

- (8) 指定管理料の支払方法
ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (7) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
(8) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
(9) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
(11) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
(12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 業務の目的を認識し、管理運営が適切に行われるものとなっているか。 ② 定期的な研修の実施など、職員等の質の向上や接遇面の充実を図り、利用者に対するサービスの向上を図れるものとなっているか。</p>	
<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<p>【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況 ② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合</p>	達成・未達成 該当・非該当
<p>【2 環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21の取得</p>	有・無
<p>【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p>	策定済・未策定 有・無 策定済・未策定 有・無
<p>【4 地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合 広島市内に本店がなく支店がある場合 広島市内にその他事業所等がある場合</p>	該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当

② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況を確認する。

(10) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

更新制の適用により、通算した指定期間の4年目から8年目までの間に、2年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。

<別表>

区分	施設名	所在地	定休日	開場時間
火葬場	広島市永安館	広島市東区矢賀町	1月1日、1月2日 及び秋分の日	午前9時30分から 午後4時まで ※葬儀場（西風館のみ）は、午前9時から午後9時まで（ただし、葬儀場の遺族控室にあつては、午前零時から午後12時まで）
	広島市可部火葬場	広島市安佐北区可部町		
	広島市五日市火葬場	広島市佐伯区五日市町		
葬儀火葬場	広島市西風館	広島市安佐南区伴西二丁目		
納骨堂	広島市高天原納骨堂	広島市東区尾長町	なし （ただし、受付については1月1日、1月2日及び秋分の日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）	終日